

新型コロナウイルス感染症に関するマニュアルにおける留意事項について

前回の代表者会議においてご意見を頂戴しましたので、新型コロナウイルス感染症に関するマニュアルの策定に関してご検討をいただくに当たり、ご参考としていただくため、「三重県議会新型コロナウイルス感染症対応方針 ver.4」に沿って、以下のとおり、課題を整理しました。

課題

1 災害対応組織のあり方

これまで、4月17日から5月29日まで、8回にわたり災害対策会議を開催してきたが、感染症への対応は地震等の災害への対応とは性格を異にするため、初動対応を含め、検証を行う必要があるのではないか。

2 国の方針等の見直しに伴う整理

国の基本的対処方針の見直し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」」の改訂等に伴い、全体の構成や整理が必要ではないか。

3 議会運営等

(1) 3つの密の回避

「新しい生活様式」の視点も踏まえた感染防止対策について

(2) 傍聴者への対応

傍聴の自粛要請のあり方について

(3) 会議関係者が感染した場合の対策

- ・感染者又は感染の可能性のある会議関係者の議事堂への登庁について
- ・会議関係者が感染した場合又は感染の可能性のある場合、及び感染者が増加した場合の会議の対応について
- ・参集が困難な場合の会議の開催について（例：ウェブによる会議）

(4) その他

一般質問等の発言通告期限の柔軟化等について

4 議員の行動

議員の行動指針等について

検討の場

ウェブによる会議の開催等を始め、議会権能の発揮等、新型コロナウイルス感染症に対応した新たな議会のあり方についての検討も必須となることから、検討の場は議会改革推進会議が適当である。